一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）

# 公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第７条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和８年５月14日

高知県知事

記

第１　入札に付する事項

| | |
|---|---|
| 1 業務名(業務番号) | 植野谷川通常砂防地質調査委託業務　（砂防第145－2号） |
| 2 業務場所 | 高知県安芸市植野 |
| 3 業務内容 | 高知県安芸市植野地内の植野谷川砂防における地質調査業務 |
| 4 業務概要 | 機械ボーリング　Ｎ＝3箇所<br>標準貫入試験　Ｎ＝21回<br>解析等調査業務　一式 |
| 5 履行期間 | 180 日 |
| 6 予定価格 | 事後公表 |
| 7 審査方式 | 事後審査方式<br>入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。 |
| 8 落札方式 | 総合評価方式（企業評価型）<br>事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。 |
| 9 入札手続 | 高知県電子入札システムによる |
| 10 低入札価格調査・最低制限価格 | 低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。 |

第２　入札参加資格

この業務の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

| | | |
|---|---|---|
| 1 令和８年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格 | 業務区分 | 「地質調査」業務 |
| | 部門 | 「地質調査」部門 |
| 2 地質調査業者登録規程 | 地質調査業者登録規定（昭和 52 年４月建設省告示第 718 号）第２条第１項の登録を受けている者 | |

| | | |
|---|---|---|
| 3 営業所の所在地 | | 高知県内に本社（又は本店）を置く者 |
| 4 履行実績 | | 次の要件を一契約ですべて満たす業務の履行実績を有する者。<br>1　平成23年度以降に、自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。<br>2　業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。<br>3　受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。<br>4　機械ボーリングによる地質調査業務であること。<br>5　履行場所が高知県内であること。 |
| 5 配置予定技術者 | | 次の要件を満たす管理技術者を当該業務に配置すること。 |
| | 資　格　等 | 1　次の(１)から(６)までの要件のうちいずれかを満たす者であること。<br>（１）　技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。<br>ア　建設部門で選択科目を「土質及び基礎」とする者<br>イ　応用理学部門で選択科目を「地質」とする者<br>ウ　総合技術監理部門で選択科目を「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」とする者<br>（２）　一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）試験に合格し、同協会に備えるＲＣＣＭ登録簿に登録されている者のうち、登録部門を「土質及び基礎部門」又は「地質部門」とする者<br>（３）　一般社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格した者<br>（４）　大学・高専卒８年以上、高校卒 10 年以上、その他 13 年以上の地質（土質）調査、計測の実務経験を有する者<br>（５）　(１)に掲げる者以外の技術士で、地質調査に関し５年以上の実務経験を有する者<br>（６）　地質調査業者登録規程第３条第１号のロの規定により国土交通大臣が認定した者<br>2　この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。 |
| | 従　事　実　績 | 問わない。 |

第３　入札日程等に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| 1 申請書等の様式取得・提出 | 提出期間 | 公告の日から令和８年５月22日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前８時から午後８時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後５時とする。 |
| | 提出方法 | 共通事項で定める。 |
| | 掲載場所 | 入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。<br>入札情報システム<br>https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/<br>又は安芸土木事務所ホームページ<br>https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170103/ |

| | | |
|---|---|---|
| 2 設計図書の閲覧方法 | | 入札情報システム<br>https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ |
| 3 設計図書等の質疑 | 提出方法 | 入札情報システム<br>https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ |
| | 提出期限 | 令和８年５月22日（金）午後５時 |
| | 回答期限 | 令和８年５月28日（木） |
| 4 入札書の提出 | 入札期間 | 令和８年５月28日（木）から令和８年６月３日（水）までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前８時から午後８時まで)。ただし、最終日の提出期限は午後５時までとする。<br>なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。 |
| | 入札方法 | 共通事項で定める。 |
| 5 開札予定 | 日時 | 令和８年６月４日（木）午後１時30分から |
| | 場所 | 高知県安芸土木事務所（※第６） |
| 6 追加書類（落札候補者のみ） | 提出先 | 高知県安芸土木事務所（※第６） |
| | 提出期限 | 落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して３日目の午後５時（いずれの日も閉庁日を除く。）。 |

第４　総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似業務の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

（１）　同種・類似業務の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

| 評価区分 | 要　　件 |
|---|---|
| 企業の評価 | １　実績については平成23年度以降に、成績評定については令和３年度以降に自社で受注し履行・引渡しが完了したものであること。<br>２　業務の発注者が国又は地方公共団体等であること。<br>３　受注形態が単体又は出資比率が20％以上の共同企業体であること。<br>４　最終契約金額（税込）が500万円以上であること。<br>５　機械ボーリングによる地質調査及び解析業務であること。<br>６　履行場所が高知県内であること。 |
| 配置予定技術者の評価 | １　企業の評価に掲げる要件を満たす業務への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と履行場所は問わない。<br>２　従事役職は管理技術者、担当技術者又は照査技術者に限る。<br>３　従事期間が履行期間の半分を超えていない場合は、実績として認めない。 |

（２）　技術評価点の評価

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 企業の評価 | **同種・類似業務の実績**<br>（平成23年度以降）<br>※評価対象から除外する業務について、（４）を参照。 | 実績　有 | 10点 |
| | | 実績　無 | ０点 |
| | **業務成績評点 60 点未満** | 成績評定点　60点未満　無 | ０点 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （前年度実績）<br>※高知県発注業務に限る。 | 〃　　有 | －５点 |
| 配置予定管理技術者の評価 | **同種・類似業務の実績**<br>（平成23年度以降）<br>※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。 | 実績　有 | ５点 |
| | | 実績　無 | ０点 |
| | **手持ち業務量**<br>※公告日における請負金額 500 万円以上の手持ち業務件数（国県市町村を含む）。<br>※管理技術者又は担当技術者としての配置に限る。 | 手持ち業務量　０件又は１件 | ５点 |
| | | 〃　　２件又は３件 | ４点 |
| | | 〃　　４件又は５件 | ３点 |
| | | 〃　　６件又は７件 | ２点 |
| | | 〃　　８件又は９件 | １点 |
| | | 〃　　10 件以上 | ０点 |
| | **地理的条件**<br>（令和５年度以降）<br>※高知県発注業務に限る。<br>※管理技術者又は担当技術者としての従事に限る。 | 当該業務地域（安芸土木事務所管内（室戸事務所管内含む））での実績　有 | ５点 |
| | | 〃　　無 | ０点 |
| | **業務成績評点 60 点未満**<br>（前年度実績）<br>※高知県発注業務に限る。 | 成績評定点　60点未満　無 | ０点 |
| | | 〃　　有 | －５点 |
| 合計 | | 25点（合計点を30点に換算。） | |

（３）　品質確保の評価

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | その他 |
|---|---|---|---|
| 品質確保の実効性 | 良 | 30点 | ・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。<br>・低入札に該当しなかった者にあっては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。 |
| | 可 | 15点 | |
| | 不可 | ０点 | |
| 合計 | 30点 | | |

（４）　総合評価の評価対象から除外する委託業務

高知県内において発注された公共事業のうち、令和５年９月28日以降次の各号のいずれかに該当することとなった委託業務については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似業務の実績の有無」、「同種・類似業務の成績評定」において、評価の対象としないものとする。

① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第７条の２第１項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった委託業務

② 受注者が独占禁止法第３条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第７条の４第７項の規定によ

るもの）を受けた場合において、その対象となった委託業務

③受注者が独占禁止法第３条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定され、公正取引委員会が発した文書を受けて違反委託業務が特定されたことにより契約書の規定に基づく賠償金または違約金請求の対象となった委託業務

④　受注者が独占禁止法第３条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反委託業務が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった委託業務

⑤　受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった委託業務

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注委託業務の一覧表は、高知県土木部土木政策課のホームページに掲載している。

第５　提出書類一覧

| 区分 | 様式・資料 |
|---|---|
| 申請書等<br>（申請時に電子ファイルで添付する書類） | １　一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）<br>２　企業の評価項目一覧表（様式４）<br>３　配置予定技術者の評価項目一覧表（様式５） |
| 入札時に<br>電子ファイルで<br>添付する書類 | なし |
| 追加書類<br>（落札候補者が提出する書類）<br>※持参又は郵送 | １　同種業務の履行実績（様式２）及びその挙証資料<br>２　配置予定技術者名簿（様式３）及びその挙証資料<br>３　令和８年度高知県測量･建設コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書の写し<br>４　地質調査業者登録規程（昭和 52 年４月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の登録を受けている証明の写し<br>５　総合評価方式関係資料 表紙<br>６　様式４の挙証資料（様式６を含む。）<br>７　様式５の挙証資料（様式７、９、10を含む。） |

第６　入札実施機関（問い合わせ先）

〒784-0001　高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-36　高知県安芸総合庁舎３階

高知県安芸土木事務所 総務課 契約担当

電話　　0887-34-3135

FAX　　0887-34-0313

E-mail　ec170103@ken.pref.kochi.lg.jp

第７　その他事項

1　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

2　低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、入札価格が、有効な入札価格（予定価格以下かつ調査基準価格以上である入札価格をいう。以下同じ。）の平均の額の92％に相当する額（以下「失格基準相当額」という。）を下回る場合、当該低入札者は失格とする。有効な入札価格がない場合にあっては、調査基準価格の92％に相当する額を失格基準相当額として扱うものとする。

3　質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

4　下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再委託先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本業務の入札に参加（本業務の再委託を含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

工事監督支援委託業務（支援第02－1号）